

組合相談コーナー 組合における通常総(代)会の開催について

中小企業等協同組合(以下、組合という)は、中小企業等協同組合法において、通常総会、通常総代会は定款で定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならないこととされていますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常総(代)会を書面による議決権行使を活用して開催したいとの相談が多く寄せられています。このため、通常総(代)会を書面による議決権行使を活用して開催する場合の注意点についてお知らせします。

☞ 定款に書面議決に関する規定(総代会の場合も準用規定)があるか、確認が必要です。

【定款参考例】

(書面又は代理人による議決権の行使)

第〇〇条 組合員は、第〇〇条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理できる組合員の数は、〇人以内とする。

3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

1 役員改選がない通常総会の場合

〈手続き〉

- ①通常総会招集通知の発出、通常総会議案、書面議決書を組合員に送付する。
- ②通常総会開催期日までに、組合員から送付されてきた書面議決書を集計する。
- ③当日は、最低人数(理事長等)の出席により議事運営を行います。

☞ 組合員への周知と理解が必要となります。

☞ 通常総(代)会が成立する定足数を確認し、必要数を満たす書面議決書を確保する必要があります。

※ 中小企業等協同組合法第52条第3項で「議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。」と規定されていることから、議事録での賛否の数のところは注意を要します。

通常総会開催案内文書、通常総会議案、書面議決書、総会議事録の記載例は、下記よりダウンロードできますが、議事録の記載内容については、事前に本会へお問合わせくださるようお願いいたします。

https://www.chuokai-akita.or.jp/chuokai_annai/shomen/

2 役員改選期となる通常総会の場合

個別に対応させていただきますので、本会へお問い合わせくださるようお願いいたします。

本会：

商業振興課、工業振興課 TEL：018-863-8701

大館支所 TEL：0186-43-1644

横手支所 TEL：0182-32-0891

令和〇年〇月〇日

〇〇協同組合
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

組合員名 _____
代表者氏名 _____ @

書 面 議 決 書

私は、令和〇年〇月〇日開催の令和〇年度通常総会における各議案につき、下記の通り書面をもって議決権を行使致します。

記

第1号議案	令和元年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分案(又は損失処理案)の承認の件	賛成・反対
第2号議案	令和2年度事業計画並びに取支予算設定の件	賛成・反対
第3号議案	令和2年度借入金残高の最高限度額決定の件	賛成・反対
第4号議案	1組合員に対する貸付金の残高の最高限度額及び債務保証の残高の最高限度額決定の件	賛成・反対
第5号議案	賦課金の額及び徴収方法決定の件	賛成・反対
第6号議案	役員報酬決定の件	賛成・反対
第7号議案	定款変更の件	賛成・反対

※賛成、反対のいずれかに○印を付けて下さい。
※各議案について賛否の表示がない場合は、「賛成」の表示があったものとして取り扱います。